

令和 7 年度起業支援による女性活躍のまちづくりを通じた関係人口創出事業
委託業務公募型プロポーザル方式募集要項

1 背景と目的

茅野市では第 6 次総合計画において、様々な「交流」の力を発揮し、「幸せを実現できるまち」の具現化を目指す姿として、「活力と魅力があふれる稼げるまち」を掲げている。

女性が担う社会的な役割は非常に大きいものがあり、女性ならではの視点や柔軟性による社会への積極的な参画が期待されている。茅野市が掲げる「活力と魅力があふれる稼げるまち」の手法のひとつとして「女性の活躍」があり、市として女性が活躍し躍動できるまち「茅野」を確立できるまでを広く情報発信し、関係人口の創出・拡大を目指していく。

本件は、起業支援による女性活躍のまちづくりを通じた関係人口創出事業委託業務について事業者から提案を募るものである。

本要項は、当該業務の目的に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式で特定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和 7 年度起業支援による女性活躍のまちづくりを通じた関係人口創出事業委託業務
- (2) 業務内容 別紙の「基本仕様書」による。
- (3) 発注者 茅野市長 今井 敦
- (4) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 事業限度額 金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は見積合わせ時の予定価格となるものでない。

3 業務仕様及び事業者の選定方法

本業務は、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」第 3 条第 1 項第 1 号に該当する業務であり、同要綱に基づき、公募型プロポーザルにより提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者（以下、「特定者」という。）を特定することとする。

4 参加資格に関する事項

本公募に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、提案者が、提案書の提出から契約の締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- (2) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 21 年茅野市告示第 98

号)の規定による入札参加停止を受けていないこと。

- (3) 茅野市暴力団排除条例(平成24年茅野市条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

5 スケジュール

令和7年6月9日(月)～	プロポーザル参加者公募開始
令和7年6月16日(月)15時	質問受付締切
～令和7年6月20日(金)	質問回答公表
令和7年6月30日(月)17時	参加申請書・提案書受付締切
令和7年7月9日(水)	プロポーザル審査会
令和7年7月中旬	審査結果の公表
令和7年7月下旬	契約締結
～令和8年3月31日(月)	履行期間

6 プロポーザル参加申請書に関する事項

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申請書(様式第2号)、提案者の概要がわかる資料(会社パンフレット等)、甲型協定書(JVの場合のみ)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和7年6月30日(月)午後5時まで(必着)
- (4) 提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1
茅野市 産業経済部 商工課(担当:平澤・坂本・辻井)
電話:0266-72-2101 FAX:0266-72-4255
電子メール:shoko@city.chino.lg.jp
- (5) 提出方法 郵送又は持参
※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。
※郵送の場合は、上記担当者に電話連絡すること。

7 質問に関する事項

- (1) 質問様式 任意様式ですが、ホームページにある様式を参考にすること。
- (2) 受付期限 令和7年6月16日(月)午後3時まで(必着)
- (3) 提出先 第6項(4)に同じ
- (4) 提出方法 電子メール(上記担当者に電話連絡すること。)
- (5) 回答方法 茅野市ホームページで公表
- (6) 回答期限 令和7年6月20日(金)
※回答書は速やかに作成し、期限前であっても随時公表する。

8 提案書に関する事項

(1) 提出書類 (A4判の任意様式とし、A3判の折畳み可とする。)

ア 提案書

- ・連絡先 (担当者氏名、電話・FAX 番号、電子メールアドレス等) を必ず記載すること。
- ・業務目的や基本仕様書を踏まえ、詳細な提案をすること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。

イ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・本業務費の見積書を作成すること。

ウ 業務体制

- ・現場代理人及び技術者の氏名、資格、経験等を記載すること。
- ・下請業者を含めた実施体制を記載すること。

エ 実行程

オ 業務実績調書

- ・本業務と同種業務の実績について、「名称、発注者名、期間、契約金額、内容等」を記入すること。ただし、公表できる範囲で構わない。

(2) 提出部数 8部 (正本1部・審査会による選考用7部)

(3) 提出期限 「プロポーザル参加申請書」提出期限に同じ

(4) 提出先及び提出方法 第6項(4)(5)に同じ

9 審査に関する事項

(1) 審査方法 別紙の「プロポーザル審査要領」による。

(2) 審査日時 令和7年7月9日(水)※開催時間は、参加者に直接連絡する。

(3) 審査場所 茅野市役所内 ※開催場所の詳細は、参加者に直接連絡する。

(4) 審査結果の公表

ア 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話で連絡する。

イ 審査結果の公表 茅野市ホームページにより公表する。

なお、電話による問合せは応じない。

(5) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

(6) その他

- ・審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

- ・業務仕様は、審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。
- ・上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

10 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 公告内容に違反すると認められる場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3) 提出書類

- ・提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・提案は 1 提案者につき 1 案のみの提出とする。

(4) 辞退

- ・提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 費用負担

- ・参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(6) その他

- ・本プロポーザルに係る提案書類及び審査結果（提案者名、採点結果等）は、すべて公表対象とする。
- ・提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。

11 問合せ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原 2-6-1

茅野市 産業経済部 商工課（担当：平澤・坂本・辻井）

電話：0266-72-2101 F A X：0266-72-4255

電子メール：shoko@city.chino.lg.jp